

関西圏における鉄道を活用した京都市内観光地等への移動ルートの周知・案内業務 プロポーザル募集要項

1 事業名

関西圏における鉄道を活用した京都市内観光地等への移動ルートの周知・案内業務

2 委託業務の事業内容

別紙1－1「業務委託仕様書」による

3 委託金額の上限

20,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 参加事業者の資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件を全て満たさなければならない。

- ア 上記事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。
- イ 本市の競争入札参加有資格者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- ウ 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- エ 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

6 スケジュール

- (1) 公募開始：2月16日（月）
- (2) 質疑受付：2月16日（月）～2月24日（火）
- (3) 質疑回答：3月 2日（月）まで

- (4) 書類提出：2月16日（月）～3月 6日（金）
- (5) 審査：3月 9日（月）～3月13日（金）

7 プロポーザルに係る質疑

(1) 質問方法

- ・ 応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（様式なし）を電子メールにより送付すること。
- ・ 軽微な質問を除き、口頭による質疑は受け付けない。
- ・ 電子メールの件名は以下のとおり記載し、メール送信後、電話で受信確認を行うこと。
 - ◆メール件名：【●●（法人名）】関西圏における鉄道を活用した京都市内観光地への移動ルート等の周知・案内業務プロポーザルに関する質疑
 - ◆メールアドレス：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp
 - ◆電話番号：075-222-3483

(2) 質問期間

令和8年2月16日（月）から2月24日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、3月2日（月）までに歩くまち京都推進室ホームページに公開する。

8 応募書類の提出等

(1) 応募書類の提出

ア 書類提出期間

令和8年2月16日（月）から3月6日（金）午後5時まで

イ 提出書類

- ・（様式1）プロポーザル参加表明書
- ・（様式2）法人の概要
- ・（様式3）実績報告書
- ・（様式4）業務実施体制
- ・（様式5）企画書
- ・（様式なし）見積書

※ 消費税込みの見積総額を記載すること。また、企画の履行において生じる作業経費の内訳も記載すること。

ウ 追加書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、上記イに掲

げる書類に加えて、次の書類を提出すること。

- ・履歴事項全部証明書
- ・印鑑証明書
- ・納税証明書（国税等）
- ・（様式6）調査同意書（京都市税）
- ・（様式7）調査同意書（水道料金・下水道使用料）
- ・（様式8）誓約書
- ・（様式9）使用印鑑届 又は（様式10）委任状兼使用印鑑届

※ 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、納税証明書は応募書類提出日前3か月以内に発行のもの

（2）提出部数

ア 以下のものは、1部を提出すること。

- ・（様式1）プロポーザル参加表明書
- ・履歴事項全部証明書
- ・印鑑証明書
- ・納税証明書（国税等）
- ・（様式6）調査同意書（京都市税）
- ・（様式7）調査同意書（水道料金・下水道使用料）
- ・（様式8）誓約書
- ・（様式9）使用印鑑届 又は（様式10）委任状兼使用印鑑届

イ 上記ア以外の提出書類は、正本1部、コピー6部の計7部を提出すること。

※ 提出書類は、理由の如何に問わらず返却しない。

※ 書類は全てA4サイズとすること。

（3）提出方法

提出書類は、以下の提出先に持参すること。なお、持参する際は、予め来庁時刻の目安を電話で報告してから来庁すること。

（4）提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎2階 都市計画局歩くまち京都推進室 安藤・水西

9 審査方法

（1）審査体制

受託候補者の選定に関する審査は、以下の4名の審査員が行い、その平均点を提案者の得点とする。

- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室長
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室戦略推進担当部長
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室企画課長
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室担当係長

(2) 審査期間

令和8年3月9日（月）～3月13日（金）

また、期間中、必要に応じて受託希望者に対しヒアリングを行うことがある。

(3) 審査・採点方法、採点基準

別紙2「受託候補者選定基準」のとおり

(4) 受託候補者の決定

- ・ 受託希望者から提出された提案書等の内容について評価し、最高得点の提案を行った者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点者が2者以上となった場合には審査員で協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- ・ 受託希望者が1者の場合は、採点の結果、審査員の平均点が、100点満点中60点以上の場合、適切に業務を遂行できると総合的に判断し選定することとする。
- ・ 受託希望者が2者以上の場合でも、採点の結果、審査員の平均点が、100点満点中60点以上の者がない場合、受託候補者を選定しないこととする。

(5) 審査結果の通知、審査内容の開示

- ・ 受託候補者の選定後、速やかに第1順位の提案を行った受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を文書により通知する。
- ・ 受託候補者に選定されなかった者に対しては、受託候補者に選定されなかった旨を文書で通知する。なお、通知を受けたものは、通知を受けた日から休日を除く5日以内に、京都市に対し、通知の内容に関して書面により説明を求めることができる。

10 その他

(1) 提案に当たっての留意事項

参加事業者は次のアからカまでに留意し参加すること。

- ア 確実に履行可能な内容を提案すること。
- イ 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提案時提出物は、提出者に返却しない。
- エ 提案時提出物について、本市は提出者に無断で使用しない。
- オ 本募集において本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断

で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。

カ 本事業は、令和8年度予算が成立する場合に実施する。事業実施には当該予算に係る市会での議決が前提となり、議決が得られなかつた場合は、事業を実施しない。このとき、提出書類の作成、提出及び契約準備に係る費用は応募者の負担とする。

(2) 審査結果の公表

選定後は選定業者名及び評価得点等をホームページで公表する。